

幼 児 教 育 ・ 保 育 の 無 償 化

- * “保育の必要性の認定”を受けた **3 歳児から 5 歳児**までの子どもの利用料が月額 37,000 円まで無償化
- * “保育の必要性の認定”を受けた住民税非課税世帯の **0 歳児から 2 歳児**までの子どもの利用料が月額 42,000 円まで無償化

○通園送迎費、行事費、給食費等は、これまで通り保護者の負担になります。

【対象となる施設・事業】

- * 認可外保育施設（※）、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業

※認可外保育施設とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。

（注）認可外保育施設が保育料無償化の対象となるためには、都道府県等に届け出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。指導監督基準を満たさない認可外保育施設は、保育料無償化の対象外になります。

無償化の対象となるための要件

- * お住まいの市町村から“保育の必要性の認定”（※）を受けていること
- ※子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号認定）があること。
- * 保育所、認定こども園等を利用できていない方が対象

無償化の対象となるための手続き

無償化の対象となるには、“保育の必要性の認定”＜子育てのための施設等利用給付認定（新2・3号）＞が必要になります。

【必要書類】

- ・子育てのための施設等利用給付認定申請書
- ・保育を必要とする事由証明書
- ※父母（保護者）いずれもの提出が必要です。

【手続き先】

お住まいの市町村にて手続きをしてください。



申請書類の配布・提出について(多可町在住の方)

【配布について】

・申請書類は、こども未来課(アスパル)で配布しています。また、多可町のホームページからもダウンロードしていただけます。

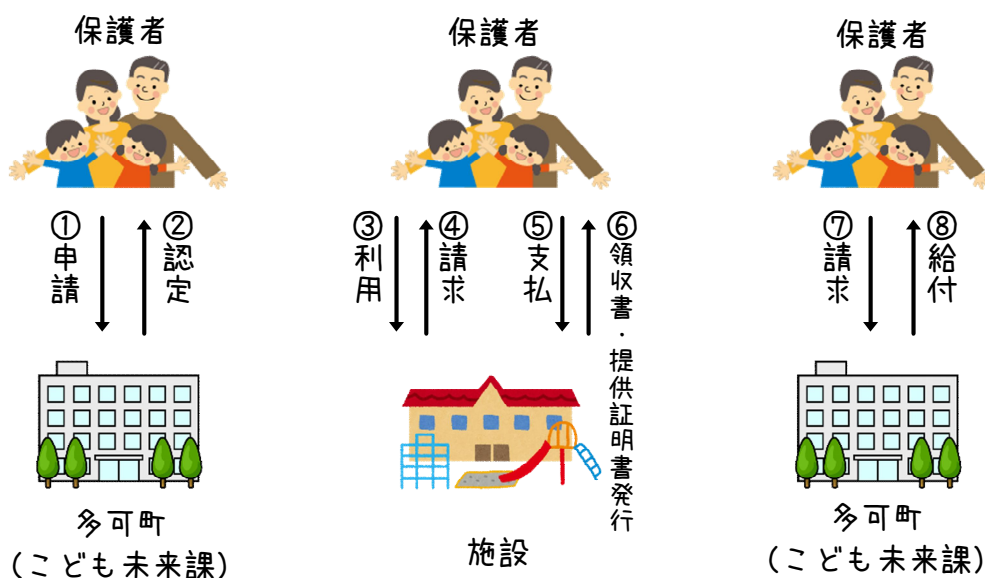
【提出について】

・申請書類は、こども未来課(アスパル)にご提出ください。

施設利用から給付までの基本的な流れ

○認定を受けた子どもの利用料等は、いったん保護者に負担していただきます。

○施設からの領収書をもって、お住まいの市町村へ請求をしていただきます。



請求手続きについては、別途ご案内いたします。

“保育の必要性の認定”とは・・・？

次のいずれかの事由によって父母(保護者)のいずれもが家庭において児童の保育が困難であることを市町村が認定することです。

①就労(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く) ②妊娠・出産 ③保護者の疾病・障害 ④同居または、長期入院等している親族の介護・看護 ⑤災害 ⑥求職活動 ⑦就学 ⑧虐待やDVのおそれがあること ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること(※) ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

※ただし、現在育児休業取得中で、当該育児休業中に保育(2号)から教育(1号)へ変更申請した児童を除く

“保育の必要性の認定”を受けるには、お住まいの市町村への申請が必要です。

詳しくは、こども未来課までお問い合わせください。



問い合わせ先: 多可町こども未来課(アスパル)
TEL: 0795-32-2385

